第三百七十五条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「によつて」を「により」に、「した者」を「したとき。」に改め、同項第二号中「によつて」を「により」に、「同条」を「帳簿書類（同条）に、「の検査」を「をいう。次号において同じ。）その他の物件の検査」に、「若しくは忌避し、又はその帳簿書類で偽りの記載若しくは記録をしたものを提示した者」を「又は忌避したとき。」に改め、同項に次の一号を加える。

三　第三百七十三条第七項の場合において、国税徴収法第百四十一条の規定の例により行う市町村の徴税吏員の物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

第三百七十五条第二項中「においては」を「には」に改める。

第三百八十五条第一項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第三百九十三条中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「その価格等」を「当該価格等」に改め、同条に次の二項を加える。

２　道府県知事又は総務大臣は、次条の規定による申告をした固定資産の所有者（当該申告を第七百四十七条の二第一項の規定により行つた者に限る。以下この項において同じ。）が、前項の規定により当該所有者に通知すべき価格等について、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。以下この項において同じ。）により通知を受けることを希望する旨の申出をした場合には、当該価格等を電磁的方法により当該所有者に通知しなければならない。

３　前項の規定により行われた通知は、同項に規定する固定資産の所有者の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に当該所有者に到達したものとみなす。

第三百九十五条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第三百九十六条第一項中「においては」を「には」に、「若しくは第二号」を「から第三号まで」に改め、同項第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　第一号に掲げる者にその者の所有に係る家屋を引き渡したと認められる者

第三百九十六条第三項中「においては」を「には」に改める。

第三百九十七条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改め、同条第二項中「においては」を「には」に改める。

第四百四十五条に次の一項を加える。

３　市町村は、オーストラリア軍隊（日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定第一条(c)に規定する訪問部隊として日本国内に所在するオーストラリアの軍隊をいう。）が所有する軽自動車等のうち公用に供するものに対しては、軽自動車税を課することができない。

第四百四十六条第一項第三号イ(2)中「百分の七十五」を「百分の八十」に改め、同号ロ(2)中「平成二十七年度以降」を「令和四年度以降」に、「以下この条」を「次項」に、「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百二十五」を「百分の百五」に改め、同条第二項中「並びに」の下に「令和四年度基準エネルギー消費効率及び」を加え、「及び平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を削り、同項の表第三号イ(2)の項中「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百六十二」を「百分の百七十三」に改め、同表第三号ロ(2)の項中「平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び第四百五十一条において「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の百二十五」を「令和四年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次項及び第四百五十一条において「令和四年度基準エネルギー消費効率」という。）に、「百分の百五十七」を「百分の百六十三」に改め、同条第三項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「基準エネルギー消費効率であつて平成二十七年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの」に、「百分の七十五」を「百分の八十」に、「百分の百九」を「百分の百十六」に改める。

第四百四十九条第一項中「者は」を「場合には、その違反行為をした者は」に改め、同項第一号中「忌避した者」を「忌避したとき。」に改め、同項第二号中「提出した者」を「提出したとき。」に改め、同項第三号中「者又は」を「とき、又は」に、「した者」を「したとき。」に改める。

第四百五十一条第一項第一号ロ中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同項第二号ロ中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に改め、同条第二項第一号ロ中「百分の五十五」を「百分の六十」に改め、同号に次のように加える。

ハ　エネルギー消費効率が令和二年度基準エネルギー消費効率以上であること。

第四百五十一条第二項第二号ロ中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に改め、同条第四項の表第一項第一号ロの項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の百三十」を「百分の百五十一」に改め、同表第一項第二号ロの項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百二十」を「令和四年度基準エネルギー消費効率」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五を乗じて得た数値」に改め、同表第二項第一号ロの項中「百分の五十五」を「百分の六十」に、「百分の百十九」を「百分の百三十」に改め、同項の次に次のように加える。

第二項第一号ハ	令和二年度基準エネルギー消費効率	平成二十二年度基準エネルギー消費効率に百分の百五十を乗じて得た数値

第四百五十一条第四項の表第二項第二号ロの項中「平成二十七年度基準エネルギー消費効率に百分の百十五」を「令和四年度基準エネルギー消費効率に百分の九十五」に、「百分の百四十四」を「百分の百四十七」に改め、同条第五項中「百分の六十」を「百分の七十」に、「百分の八十七」を「百分の百二」に、「百分の五十五」を「百分の六十」に、「百分の八十」を「百分の八十七」に改める。

第四百六十条第一項中「によつて」を「により」に、「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改め、同条第三項中「者は」を「ときは、その違反行為をした者は」に改める。

第四百六十三条の三第一項中「第七項」を「第八項」に改め、同条第三項中「第七項」を「第八項」に、「除く」を「除く。次項及び第五項において同じ」に、「）を加算した金額」を「次項において「累積納付税額」という。）を加算した金額。次項において「加算後累積納付税額」という。」に改め、同条第四項を次のように改める。

４　第二項の規定に該当する場合において、加算後累積納付税額（当該加算後累積納付税額の計算の基礎となつた事実のうちに同項各号に規定する申告、決定又は更正前の税額（還付金の額に相当する税額を含む。）の計算の基礎とされていなかつたことについて当該納税者の責めに帰すべき事由がないと認められるものがあるときは、その事実に基づく税額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した税額）が三百万円を超えるときは、同項に規定する不申告加算金額は、前二項の規定にかかわらず、加算後累積納付税額を次の各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額から累積納付税額を当該各号に掲げる金額に区分してそれぞれの金額に当該各号に定める割合を乗じて計算した金額の合計額を控除した金額とする。

一　五十万円以下の部分に相当する金額　百分の十五の割合

二　五十万円を超え三百万円以下の部分に相当する金額　百分の二十の割合

三　三百万円を超える部分に相当する金額　百分の三十の割合